

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、秋田県が発注し令和5年度に締結が見込まれる情報システム開発等業務の契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札（以下「特定調達契約に係る競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等を次のとおり定めたので、同令167条の5第2項（同令167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第173条の2第1項の規定に基づき、公示する。

令和5年3月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 調達する特定役務の種類

- (1) システムコンサルティング業務
- (2) システム開発業務
- (3) ネットワーク構築業務
- (4) WEBサイト等構築業務
- (5) スマートフォン等アプリ開発業務
- (6) インターネットサービス業務
- (7) データ処理業務
- (8) コンピュータ研修業務
- (9) システム機器賃貸借業務

2 特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 引き続き1年以上同一の事業実績を有する者であること。
- (5) 国税又は都道府県税を滞納している者でないこと。
- (6) 営業に関し、法令上許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。
- (7) 1に記載する特定役務について、契約実績を有すること。

3 資格審査の申請方法

- (1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として秋田県電子申請・届出サービス（以下「電子申請サービス」という。）に必要な事項を入力の上、次に掲げる資料を添えて、知事に提出しなければならない。
 - ア 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては営業の事実を証する書類及び身分証明書の写し
 - イ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び資本変動計算書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書）の写し
 - ウ 申請の日の直前1年間の事業年度における納税証明書（法人にあつては法人税、消費税、地方消費税、法人都道府県民税、法人事業税等、個人にあつては、所得税、消費税、地方消費税、個人事業税等に係る納税証明書をいう。）の写し
 - エ 役員名簿
 - オ 共同企業体にあつては「情報システム開発企業体協定書」（様式第6号）、中小企業組合等にあつては定款、共同受注規約、組合（役）員名簿及び官公需適格組合証明書の写し（該当する場合のみ）、コンソーシアムにあつては協定を証する書類の写し
 - カ 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
 - キ 情報システム開発に関わるISO、プライバシーマーク等の認証を受けている場合は、その認証書の写し
 - ク その他知事が必要と認める資料
- (2) 申請者は、電子申請サービスを利用できない場合等には、「情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格審査申請書」（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出することができる。
 - ア 営業概要書（様式第3号）
 - イ 法人にあつては履歴事項全部証明書の写し、個人にあつては営業の事実を証する書類及び身分証明書の写し
 - ウ 申請直前の事業年度の決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び資本変動計算

書、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書）の写し

エ 申請の日の直前1年間の事業年度における納税証明書（法人にあつては法人税、消費税、地方消費税、法人
都道府県民税、法人事業税等、個人にあつては、所得税、消費税、地方消費税、個人事業税等に係る納税証明
書をいう。）の写し

オ 役員等が第2条第3号に規定する「暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと」に関す
る書類

（ア）誓約書（様式第4号の1）

（イ）役員名簿（様式第4号の2）

カ 権限を営業所長等に委任する場合は、委任状（様式第5号）

キ 共同企業体にあつては「情報システム開発企業体協定書」（様式第6号）、中小企業組合等にあつては定款、
共同受注規約、組合（役）員名簿及び官公需適格組合証明書の写し（該当する場合のみ）、コンソーシアムに
あつては協定を証する書類の写し

ク 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書類の
写し

ケ 情報システム開発に関わるISO、プライバシーマーク等の認証を受けている場合は、その認証書の写し

コ その他知事が必要と認める書類

（3）申請資料の交付場所

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」（<https://pref.akita.lg.jp/>）

（4）申請資料の提出場所及び問合せ先

郵便番号010-8572 秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎5階

秋田県企画振興部デジタル政策推進課

電話番号018-860-4206

（5）申請書等の受付期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項各号に定める日を除き、随時受け付け
る。

（6）申請書等の提出方法

書面で申請する場合は、（4）の場所に持参又は郵送すること。

4 資格審査の結果の通知

知事は、資格審査の結果を電子メール又は文書により当該申請者に通知するとともに、申請者がこの公示に定める
資格を有する者（以下「資格者」という。）と認められるときは、秋田県情報システム開発等業務に係る競争入札参
加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載するものとする。

なお、既に秋田県情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格等に関する要綱に基づく審査を受け、有効期間
が令和6年3月31日までの名簿に登載されている者は、資格者とみなす。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（1）資格の有効期間

名簿に登載された日から令和6年3月31日までの間とする。

（2）（1）の資格の有効期間の更新を希望する者の更新手続については、別に通知する。

6 入札参加資格の取消し及び停止

（1）知事は、資格者が2（1）から（3）までに該当する者になったとき、虚偽の申請により資格の認定を受けたこと
が判明したとき又は資格者として遵守すべき法令等に違反したときは、その者の入札参加資格を取り消すものと
する。

なお、資格者の決定を取り消された者は、当該決定を取り消された日から1年を経過する日まで、4による申
請をすることができないものとする。

（2）知事は、資格者が地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11において準用する場合を含む。）各
号のいずれかに該当すると認められたときその他資格者として遵守すべき法令等に違反したときは、資格決定の
効力を停止することができるものとする。

（3）知事は、（1）又は（2）により資格を取り消したとき及び資格決定の効力を停止したときは、その者に通知する
ものとする。

7 申請書の記載事項の変更届

（1）資格者は、次に掲げる事項について変更があったときは、電子申請サービスにより速やかに知事に届出しなけ
ればならない。この場合において当該変更の内容を証明する資料等を添付しなければならない。

ア 商号又は名称

イ 所在地

ウ 電話番号、FAX番号及びメールアドレス

エ 代表者氏名

オ 代理人

カ その他営業内容についての重要な事項

- (2) 電子申請サービスを利用できない場合等には、「情報システム開発等業務委託に係る競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届」(様式第7号)により知事に届出することができる。

8 事業の休止又は廃止の届出

- (1) 資格者は、事業を休止又は廃止しようとするときは、電子申請サービスにより速やかに知事に届出しなければならない。
- (2) 電子申請サービスを利用できない場合等には、「事業休止(廃止)届」(様式第8号)により知事に届出することができる。

9 雑則

この公示に定めるもののほか、競争入札に関し必要な事項は、別に定める。